

なくそう労働災害

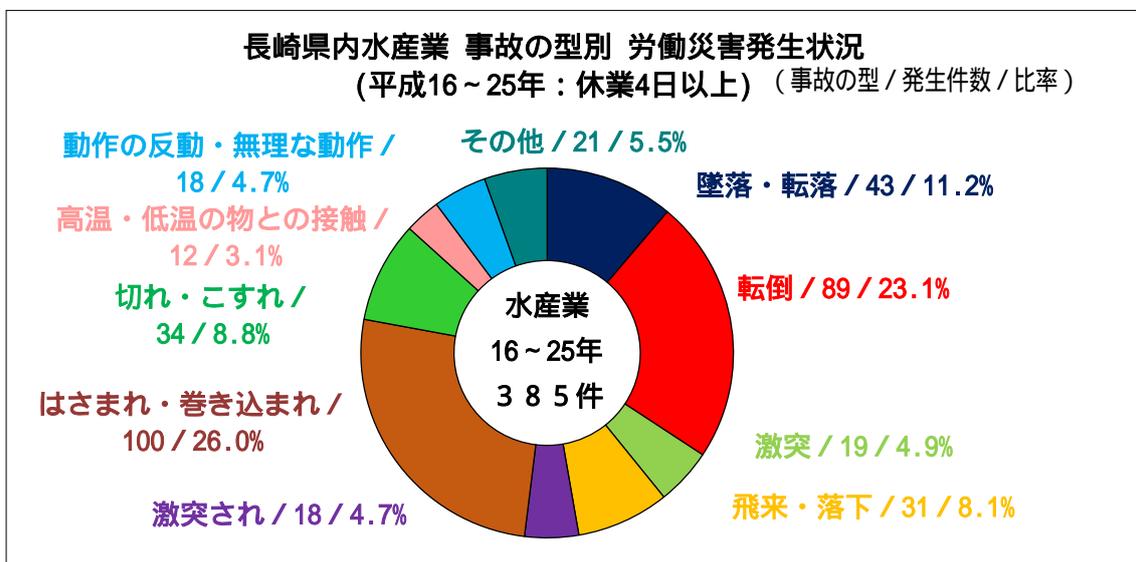
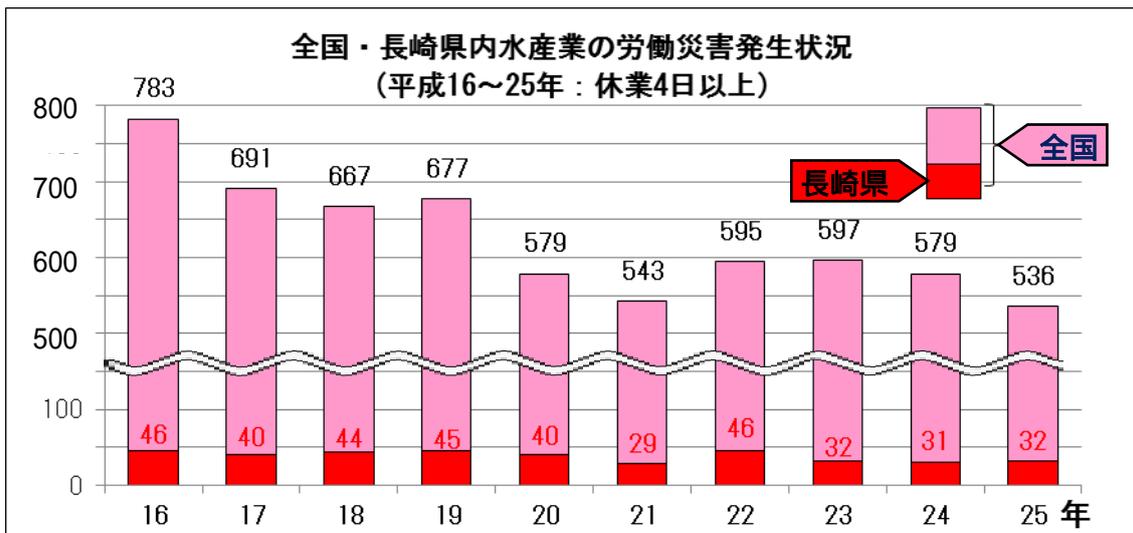
～ 水 産 業 編 ～

1 作業の安全衛生確保は事業者の責務です

水産業の事業者が、労働者を雇用し作業などに従事させるときには、労働者が災害に遭わないよう労働災害防止対策を的確に推進することは、事業者の責務です。この責務を全うし、労働災害等を無くすため、事業主は率先して防止対策の推進に取り組まなければなりません。

2 水産業における労働災害発生状況

長崎県内の水産業における休業4日以上の労働災害は、ここ3年間は毎年30件以上発生しています。平成16年から25年までの10年間で発生した385件について事故の型別の内訳をみると、その1/4の100件が「はさまれ・巻き込まれ」となっており、ついで「転倒」が89件、「墜落・転落」43件、「切れ・こすれ」34件と続いています。



水産業で発生した労働災害の例

はさまれ・巻き込まれ災害
船が離岸する際に、岸壁に係留するためのロープが右足に絡まり、ロープに締め付けられ、右足の腓骨、脛骨を骨折した。(60代男性/経験30年/休業15ヶ月)
定置網の巻き上げ中に、ロープを持っていた手がローラーに巻き込まれ、小指を切断した(40代男性/経験5年/休業2ヶ月)
小型底びき網漁船により漁業中、底びき網をネットローラーで巻き上げていたが、その際に誤って右足をネットローラーとワイヤーの間に巻き込まれて身体ごと回転し、頭部を強打する等して即死したものの。(10代男性/経験3年/死亡)
転倒災害
かごを持って養殖筏から船に移ろうとしたときに、筏の板が折れて転倒し、左膝の靭帯を損傷した。(30代男性/経験35年/休業2ヶ月)
定置網の入替作業で、船内の網を陸に揚げ乾かすために広げる作業をしていたところ、網に足を取られ、右のアキレス腱を損傷した。(30代男性/経験35年/休業3ヶ月)
墜落・転落災害
養殖筏の上で、逃げようとした鯛をすくおうとして、バランスを崩し海中へ転落し、手を骨折した。(40代男性/経験2ヶ月/休業1ヶ月)
岸壁からクレーンで養殖生簀を海上に下ろす作業中に、吊上げ途中にワイヤーロープが切断し、養殖生簀に載っていた作業員が、海に墜落し全身数力所を骨折した。(50代男性/経験35年/休業7ヶ月)

1 労働災害防止対策

1 事業場のトップが、労働災害防止対策に積極的に取り組みましょう！

労働安全衛生法では「事業者は、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定されており、労働契約法でも「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定されています。

また、労働災害が発生し、被災労働者が休業した場合には、他の作業員に負担がかかり、新たな災害が発生することもあります。

事業者が労働者を使用するときには、労働災害防止の取り組みは必要不可欠なものです。

2 「注意する」だけでは、災害は減りません！

災害が発生したときに、その原因を「注意していればケガをせずにすんだ」とか「つい、うっかりしていた」だけで済ませてしまい、その対策も「今後は、集中して作業を行う」や「ケガをしないように作業員本人が気をつける」だけになっていませんか？

災害の多くは、労働者が注意していなかった、うっかりしていた等の「不安全な行動」と、災害に係る環境、道具や機械などの不備等の「不安全な状態」が合わさって発生しています。



[災害] かごを持って養殖筏から船に移ろうとしたときに、
筏の板が折れて転倒し、左膝の靭帯を損傷した。

[原因] 本人が足下に注意して歩いていなかった。

筏の板が古くなり、破損しやすい状態だった。

不安全な行動

不安全な状態

[対策] 筏の上を歩くときには、特に足下に注意すること。

筏は作業を始める前に必ず点検を行い、破損、腐食の有無
等作業に使用できるかどうかを確認の上、作業を行うこと。

筏に破損、腐食等が見られる場合は、直ちに補強・修理を
行うこと。また修理が終わるまでは筏の使用禁止、または、
その場所の通行禁止措置を講じること。

不安全な行動対策

不安全な状態対策

不安全な状態対策



災害の対策は、「人」「物」の両面に着目しよう！

このように、転倒によるケガであっても、本人の不注意以外にも転倒の原因と考えられることをいろいろ挙げるすることができます。本人がいくら注意していても、ふとした瞬間に「ヒューマン・エラー」が発生し、災害に結びつくことがあります。災害の原因の究明、再発防止策において本人の不注意で済ませることなく、不安全な状態をできる限り排除するような対策を講じましょう。

3 災害防止に対する意識の向上を！

水産業では、作業中の安全対策への取り組みが不十分なこともあり、これまで発生した災害のほか、労働者が作業をしている上で「危ない!」や「ヒヤリ」「ハッ」としたことが見過ごされてしまい、十分な労働災害防止対策が立てられないまま放置されているケースが少なくありません。その結果、同じような災害を繰り返す悪循環に陥りかねません。

事業者も労働者も、労働災害防止のために、作業を行う上で危険な箇所、機械、作業形態などに気づいたときには、できるだけ早めに改善に取り組みましょう。また、常に作業の危険性に「気づく」ことを心がけましょう。

2 労働災害防止対策の具体的な取り組み

1 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

索具・荷役装置等が振れ回る範囲内には、むやみに立ち入らないようにしましょう。

その範囲は色分けするなど、わかるように表示をして下さい。

ドア・ハッチ等は船体の動揺等により動かないよう固定しましょう。

機械の安全カバーは有効な状態で使用し、機械の清掃や修理時は必ず機械を止めましょう。

カバーを外したり、機械を再稼働するときには、管理者の指示のもとで行って下さい。

台車は周囲に十分注意しながら、押して使用しましょう。

2 転倒災害防止対策

作業場内通路、船内甲板等の水や油は、滑りなどの危険がありますので、こまめに清掃しましょう。

ロープ、ワイヤー等は整理・整頓しましょう。

出入港作業時、荷役作業時及び船内作業時等には滑り止めのついた靴を着用しましょう。

作業時にはロープ、ワイヤー等の上に立たない等、安全で安定した姿勢を確保しましょう。



3 墜落・転落災害防止対策

養殖筏の通路や船べりは、腐食による損傷がないか点検を行い、危険な箇所があった場合には、直ちに補修しましょう。

補修するまでは、付近への立ち入りを禁止するような表示をして下さい。

クレーンで吊りあげた荷の上、フォークリフトで持ち上げた荷や爪に登っての作業は、絶対にやめましょう！

高さが1.5 m以上の場所への昇降の際は、必ず昇降設備を使用しましょう。

脚立は適正に使用しましょう。

折りたたみ式のものにはロックをかけ、天板には立たないようにしましょう。

作業者の重心が支柱の外側に出ると転落につながるため、作業の時には重心(へその位置)が支柱の外側にはみ出さないようにしましょう。

使用前に点検をしましょう。[・各段の踏さんにガタ付きがないか ・支柱を開閉してみ、スムーズに開閉できるか ・左右の回転金具のゆるみ、ガタ付きがないか ・開き止め具を確実にロックできるか]

4 漁ろう中の災害防止対策

漁具・漁網等の投下・引上げの際には、漁具・漁網等を跨がないようにしましょう。また、漁具・漁網等が絡んだ場合には、一旦装置を停止し安全を確保してから作業を行いましょう。漁ろう作業の際には、袖や裾が締め付けられたり巻き込まれないような服装にしましょう。特に網上げ用のローラーを使用するときの作業手順を守りましょう。

網を取り付けるときの手順を遵守しましょう。(誤った方法では巻き込まれる危険が！) 作業服の袖口や裾の広いものは、巻き込まれる危険がありますので、袖口や裾が開いていないものを着用しましょう。

ローラーの巻き上げ中に異物が絡んだときでも、ローラーの回転部に手を入れたりしないようにしましょう。(異物を取るときには一旦スイッチを切るなどしましょう)

漁ろう装置は定期的に点検し、不具合があれば、必ず補修等行いましょう。

5 その他の労働災害防止対策

クレーン、揚貨装置、フォークリフトなどは、定期的に点検を行いましょう。(月次・年次)

点検をいつ実施したか(次はいつ行うか)などを表示して、漏れがないようにして下さい。

クレーン、揚貨装置、フォークリフトの運転は、必ず有資格者に行わせましょう。

重量物の取扱は、男子労働者が人力により取扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下、女子労働者では、さらに男性が取扱うことのできる重量の60%位まで。これよりも重い物を取扱うときには、適切な姿勢にて身長差の少ない2人以上で行い、各々に重量が均一にかかるようにしましょう。

安全の見える化の取り組みを実施しましょう。作業場内、船内に安全に作業するための注意を喚起する表示を行いましょう。

万が一、災害が発生した場合には、必ず原因や、同種災害を起こさないための対策を立てましょう。このとき「不安全な状態」を解消するための方法についても、きちんと検討しましょう。

このパンフレットに関するお問い合わせは

長崎労働基準監督署 安全衛生課 TEL. 095 - 846 - 6392 まで

(2014.07)

